地域ささえあいプラン

第３次
白山市地域福祉計画
白山市地域福祉活動計画

令和４年度～８年度

概要版

思いやりのこころでつなぐ
白山のKIZUNA～絆～

令和４年３月

白　山　市

白山市社会福祉協議会

地域福祉の考え方

●少子高齢化や核家族化の進行、暮らし方や働き方の多様化で、地域や近所同士の結びつき、住民同士の支え合いが以前より弱くなっています。生活上の悩みを相談できずに孤立する人が増えたり、DV や虐待などの問題も起こっています。

●地域には、介護を必要とする高齢者や障害者（児）、子育て中の親、ひとり暮らしで話し相手がいない人、言葉や文化の違いで戸惑っている外国人など、様々な支援を必要としている人が生活しています。今日の地域で生じる課題は多様化しており、その解決のための手段や資源も多様なものが求められます。人と人とのつながりや、地域の組織の力などで解決できる課題も多く、そうした「自助」・「共助」の視点から地域福祉施策を推進していくことが必要です。

●現在、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭への福祉施策は、それぞれの分野の制度の下で充実されつつありますが、地域福祉の分野では、これらの分野別施策だけでは充足できない福祉課題を扱っていくことも重要なテーマとなります。そうした「公助」としての機能の充実を図っていくことも重要です。

●支援が必要な方々の生活上の問題や悩みに対して、地域住民一人ひとりの主体的な参加や活動である「自助」、町内会や社会福祉事業者やボランティア 、NPO などによるサービスである「共助」、さらには行政の公的サービスである「公助」が連携し互いに力を発揮しあい、安心できる地域社会を実現していくことが、地域福祉のめざすところです。

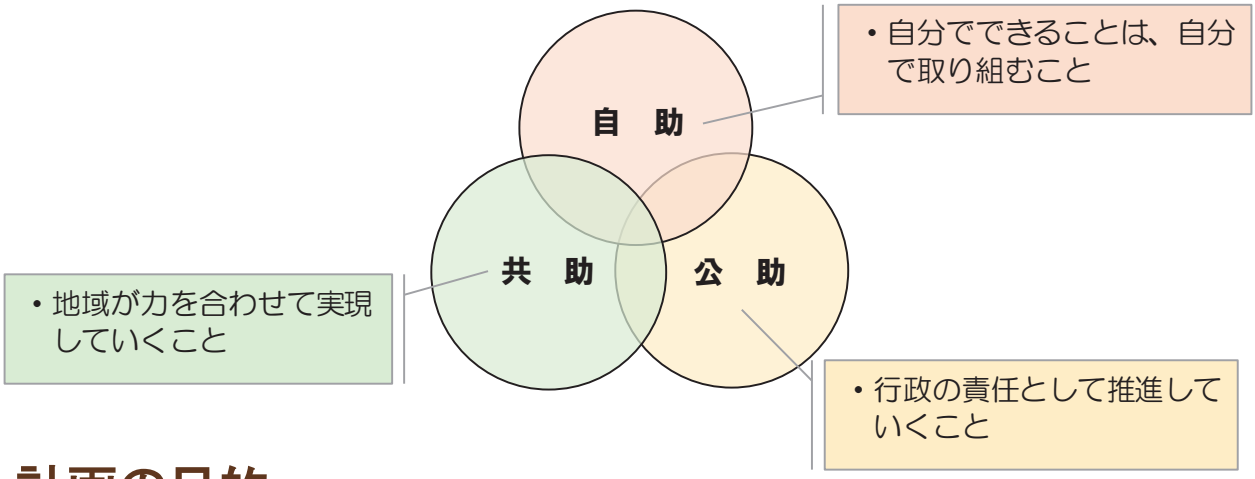

計画の目的

●少子高齢化や核家族化など、家庭や地域での生活環境が著しく変化していく中、地域住民自らが地域の生活課題を見つけ出し、お互いに助け合い、協力しながら、課題の解決をめざす福祉コミュニティを確立していくことが必要とされています。

●そのために行政や住民、地域社会、社会福祉協議会、ボランティア、NPO、社会福祉事業者などがそれぞれの役割を自覚、相互連携と協働により様々な生活課題を解決できるしくみをつくり、「地域福祉」を推進することを目的とし、この計画を策定しました。

計画の位置づけ

●本計画は、白山市総合計画を上位計画とし、既存の関連諸計画との整合性を保ちながら、子どもから高齢者、障害者などすべての人を対象として、地域課題等を解決していくための取り組みを示すとともに、相互に連携がとれた一体的な計画とします。

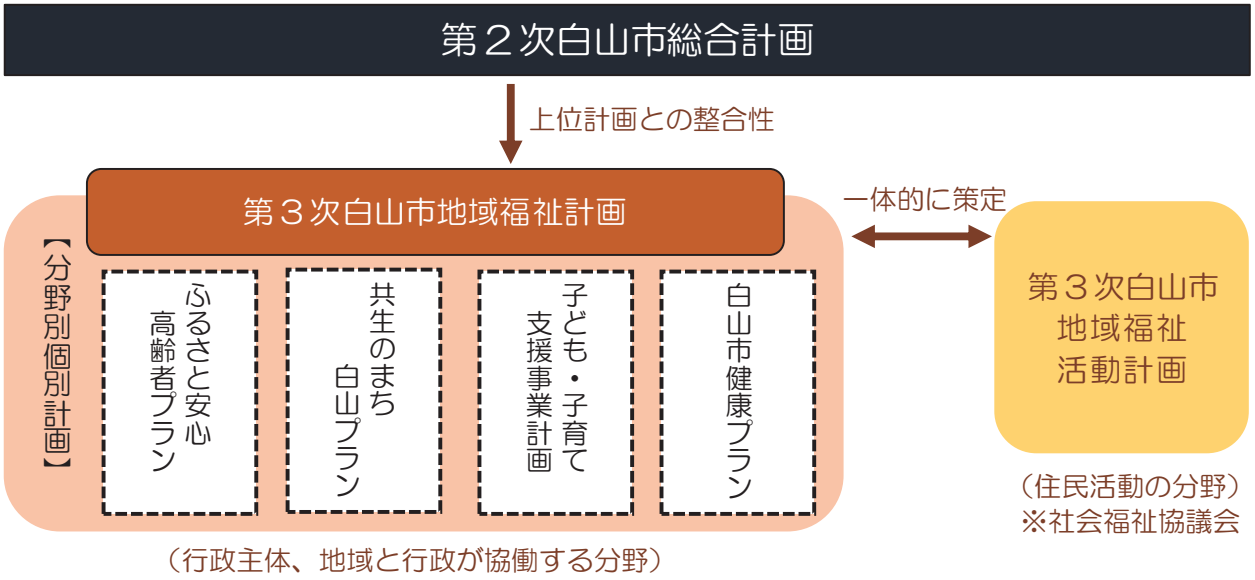

計画の期間

●計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標年次とする5年間の計画とします。なお、本市を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間途中においても必要な見直しを行うこととします。

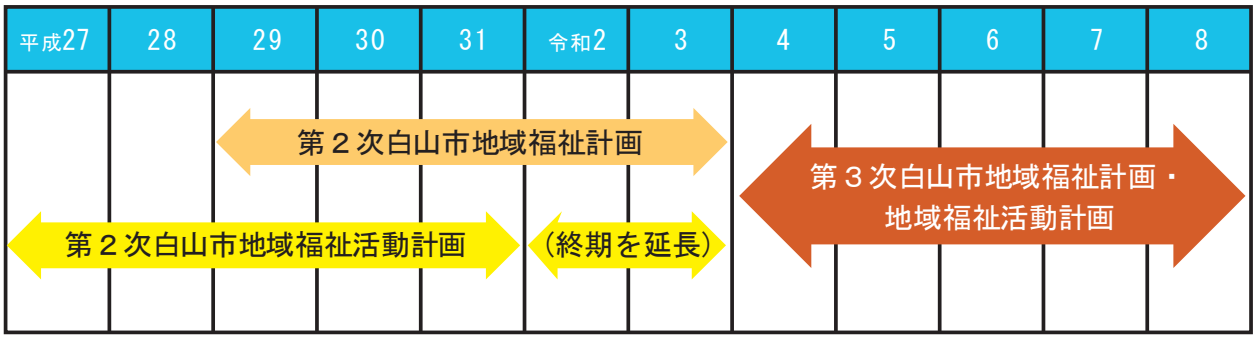

計画の基本理念

思いやりのこころでつなぐ
白山の KIZUNA～絆～

計画の基本目標

●これまでの計画における基本目標は、「身近な地域」、「地域活動圏域」、「日常生活圏域及び全市」と圏域の広さに応じて設定していました。

●今回、地域共生社会の実現をめざす地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、新たな3つの視点「人づくり」、「地域づくり」、「システム（しくみ）づくり」を基本目標として設定しました。

1　福祉の心を育む

誰もが住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、すべての市民がお互いを尊重し思いやる、暮らしやすい地域づくりに努め、地域共生社会の実現を目指します。

2　みんながつながる地域づくり

福祉の心がつながる場所として、地域の多様な人が参加・交流できる活動環境の整備や交流の場を確保し、地域住民や団体、事業所などとの連携・協力による支え合いの活動を進めます。

3　安心のシステムづくり

地域の様々な人が安心して暮らせるよう、市民との連携による包括的な支援体制の構築や、各種福祉サービスの充実、災害に備えた体制の強化を図ります。

施策の体系

基本理念　思いやりのこころでつなぐ　白山のKIZUNA～絆～

＜基本目標＞	＜基本方針＞	＜施策の方向・活動＞
1 福祉の心を育む	(1) 福祉への関心と理解の醸成	①わかりやすい情報発信
		②福祉学習の推進
		③共生社会の理解（重点施策Ⅰ）
	(2) 参加・活躍の機会の拡充	①参加しやすいしくみづくり
		②ボランティア活動の推進
2 みんながつながる地域づくり	(1) 地域の支え合い活動の推進	①見守り活動の推進（重点施策Ⅱ）
		②多様な交流の場の拡充
		③連携・協力の拡充
	(2) 活動環境の支援	①活動の拠点づくり
3 安心のシステムづくり	(1) 相談支援体制の強化	①身近に相談できる体制づくり
		②包括的相談支援体制の充実（重点施策Ⅲ）
	(2) 安心して生活できる環境の整備	①各種福祉サービスの充実
	(3) 災害に備えたつながりの強化	①災害に備えた活動の推進と啓発（重点施策Ⅳ）

重点施策

基本目標1－(1)福祉への関心と理解の醸成

重点施策Ⅰ　共生社会の理解

- 誰もが住み慣れた地域でその人らしく、安心して暮らせる地域社会をつくるためには、子どもから大人まで幅広い住民同士のふれあいやコミュニケーションなどを通じて、住民一人ひとりの相違や共通性を理解し合い、お互いの大切さや人権を尊重し、相手を思いやることができる心を育むなど、ともに地域で暮らす住民としての意識を高めることが大切です。
- 地域社会の中で誰も孤立せず、誰もが自分の居場所や役割を持って意欲的に社会に参加、貢献できるように、住民の福祉意識・人権意識を高め、地域共生社会の実現を目指し推進します。

基本目標2－(1)地域の支え合い活動の推進

重点施策Ⅱ　見守り活動の推進

- 近年、少子高齢化の進展により人口が減少し、単身世帯の増加や近隣関係が希薄化する中で、地域における見守り活動の必要性が重要視されています。
- また、ひきこもり、生活困窮、虐待、ダブルケア、8050 問題など、複数の要因が複雑に絡み合い、対応をより困難としている状況も見られています。
- こうした事態に対応していくには、民生委員児童委員や福祉協力員、町内会等の地域住民や、関係機関が連携し、見守りを行い、支援が必要な人の早期発見に努めることが重要です。
- 地域社会から孤立しない、安心して住み続けられる地域づくりのために、身近な地域で支えあう見守り活動を推進します。

地区社協が主催する民生委員児童委員、福祉協力員、
町内会を含めた見守り活動研修会の様子

基本目標3－(1)相談支援体制の強化

重点施策Ⅲ　包括的相談支援体制の充実

- 「8050 問題」など、一つの相談支援機関だけでは解決できない、複合的な課題を抱えた人や世帯（以下、「複合的な課題を抱えた人」という）への支援が全国的に大きな問題となっているなかで、平成 30 年４月１日施行の改正社会福祉法に基づき、全国の自治体において、制度・分野ごとの「縦割り」を超えた包括的支援体制の構築に向けた取り組みが始められています。
- 白山市においては、高齢者、障害者、児童といった各福祉分野や生活困窮者に対する施策の充実を図っていますが、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化するなか、複合的な課題に対し、既存のしくみだけでは解決できない問題が生じており、それに対する相談も年々増加しております。
- こうした複合的な課題を抱えた人を支援するためには、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う相談支援体制の充実が求められており、これらの課題解決に向け、全庁的相談支援体制の充実や、多機関協働による包括的相談支援体制の整備を進めます。
- また、地域住民が主体となる見守りや支援のネットワークの構築を、町内会、民生委員児童委員、福祉協力員など関係機関と連携を図りながら推進します。

基本目標3－(3)災害に備えたつながりの強化

重点施策Ⅳ　災害に備えた活動の推進と啓発

- 近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、障害者、高齢者、災害弱者等をいかに支援するかは、命にかかわる重要な問題です。
- 市では、町内会と避難行動要支援者名簿の提供に関する協定を推進しており、その名簿の活用法については、リーフレット等により周知・啓発しています。
- また、住民同士の助け合い・支え合いによる防災・減災の効果を高めるための地域における支援体制づくりや、災害時に迅速に支援を行うための、災害ボランティアセンターの設置・運営等に対する備えについて強化することが重要です。
- 日頃から、防災・減災への意識を高めることができるよう、必要な知識や体制を、行政や関係機関が連携して整備することにより、誰もが安心、安全に暮らせるまちとなるよう推進します。

【地区防災訓練の様子】

計画の推進体制

(1)地域住民の役割

地域住民は、地域福祉を自分ごととして捉え、地域のつながりを深めるためにはどのようなことができるのか考えることが必要です。地域のつながりを深めることは、自身の生活の質を高めることにも寄与します。
積極的に自らの地域のことを知り、地域活動等の参加により関係をつくることをめざすことが必要です。

(2)ボランティア・事業者の役割

公的な支援だけでは、複雑・多様化する福祉のニーズを充足することができません。ボランティアや事業者は、これらの公的支援を補完できる貴重な社会福祉の担い手です。
今後は、買い物やゴミ出しなどの生活支援のニーズが、中長期的に必要となることも予想され、事業や活動の継続性を維持していくことが重要だと考えられます。

(3)市社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、民生委員児童委員、社会福祉施設等の関係者や保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域で一人ひとりが抱えているさまざまな問題を地域全体の課題ととらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図り、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進しています。
これまで、市社会福祉協議会が単独で策定していた「地域福祉活動計画」は、本計画より行政と一体的に策定することになりました。
今後は、より一層行政と連携、協力を行うことにより、地域共生社会の実現を目指します。

(4)行政の役割

行政は、地域住民や関係団体等の自主的な取り組みを様々な形で支援するため、町内会、市社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉協力員、当事者団体、ボランティア団体等の関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。
特に市社会福祉協議会とは、車の両輪となり互いを補完しながら地域福祉を推進します。

【各主体の連携による地域福祉の推進イメージ】

第３次白山市地域福祉計画（行政）
第３次白山市地域福祉活動計画（市社会福祉協議会）

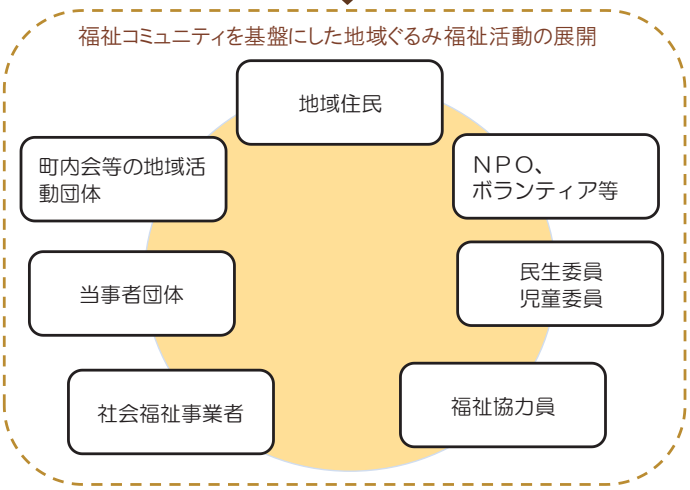

第3次白山市地域福祉計画・
地域福祉活動計画
（令和4年度～令和8年度）
令和4年3月
白山市　生活支援課
〒924-8688　石川県白山市倉光二丁目１番地
TEL 076-274-9509　FAX 076-274-9519
白山市社会福祉協議会
〒924-0865　石川県白山市倉光八丁目16番地１
TEL 076-276-3151　FAX 076-276-4535